

# 長津田第二小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月10日

改定日 令和6年3月28日

## 第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法で定められた定義であり、国と同一である。

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 いじめを防止するための基本理念

「いじめ」はどの学級にも、どの児童にも起こる可能性のあるもっとも身近で深刻な人権侵害案件ととらえ、未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置に組織的に取り組んでいく。

また、事案対応型の指導ではなく、日常の学校生活において、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる児童、基礎的な学力をしっかりと身に付け、認められているという実感をもてる児童の育成に努める。

いじめを防止するための基本となる方向性は以下の通りである。

- ① いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

### 3 学校いじめ防止基本方針の目的

最大の目的はいじめをしない、させないという学校の風土を作り、未然防止をすることである。仮に、発生しても早期発見、早期対応により収束させることである。

## 第2章 「学校いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取り組み

いじめ事案に対しては、「いじめ防止対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

### ・組織の構成

管理職、主幹教諭、教務主任、児童支援専任、児童指導担当、人権教育担当、養護教諭、当該児童学級担任で構成する。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### ・運営

「いじめ防止対策委員会」は月一回定期的に開催する。ただし、いじめの疑いが認知されるときには直ちに開催するものとする。また、会議録を作成・保管し、進捗管理を行う。

### ・組織の役割

いじめ事案に対しては、「いじめ防止対策委員会」が中核となり、組織的に対応する。

※いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担する際の中核となる。

※重大事態が起こった場合は、この組織が中核となり調査を行う。

※いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

## 第3章 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

### ・いじめの未然防止

学校や学級がお互いの人権を尊重し合えることができるような風土作りに努める。具体的には魅力ある授業づくり、人権教育、道徳教育の推進、児童が主体的に参加し達成感や自己有用感を得られるような学校行事や児童会活動の実施、職員研修による職員の資質向上を通じ、常に児童の心身の健全育成に努める。また、日頃より保護者や地域関係者との連携をとり、信頼を築くべく努力をする。

一方、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を各学年の教育課程の中に位置づけた年間指導計画を作成し、計画的に取り組む。

### ・早期発見・早期対応

日々の授業や生活面の観察に加えて、YPアセスメントや定期的なアンケート、『不登校チェック・子どもチェックシート』の活用や児童支援研修、教育相談等の実施により、全職員が得られた情報を共有し、早期発見に努める。また、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者の啓発に努める。

### ・適切な対処・対応

発見したときは組織体としてケース会議等を開き、情報を共有し、指導方針の確認を行い対応する。重大な事案の場合は警察署等関係機関、外部専門機関との連携も図る。

### ・いじめの解消

いじめ対応後の支援体制については、「いじめ防止対策委員会」で検討し、解消するまで見守りを続ける。

○いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること

○いじめを受けた児童が心身に苦痛を感じていないこと

の少なくとも2点の要件を満たしたとき、「いじめ防止対策委員会」でいじめ解消の確認を行う。

・研修

職員の資質向上および情報共有の推進のための研修を計画的に行う。特に児童支援研修は全職員が参加して毎月行う。

・学校運営協議会の活用

「学校運営協議会」「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・共同して取り組む。

・年間計画

月	内容	地域・家庭・関係機関との連携
4月	学級引き継ぎ 教育相談（希望制）	授業参観、懇談会 小中連携・一貫教育推進会議 学校運営協議会
5月	いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式アンケート・教育相談） 中学校ブロック横浜子ども会議	学校教育活動説明会
6月	YPアセスメント1回目	学家地連 土曜参観 学校警察連絡協議会
7月	教育相談（全家庭） 情報モラル教室（4、6年）	
8月	緑区横浜子ども会議	小中合同夏季研修会 小中連携・一貫教育推進会議
9月	街の教育座談会	懇談会
10月	人権研修	
11月		土曜参観 県学校警察連絡協議会総会
12月	いじめアンケート（無記名） 教育相談（全家庭） 人権週間	学校運営協議会
1月	YPアセスメント2回目	新1年保護者説明会
2月		学校警察連絡協議会 授業参観、懇談会 学校教育活動報告会 学校運営協議会 小中連携・一貫教育推進会議
3月	学年引き継ぎ準備 いじめ防止基本方針の点検・見直し	
年間	いじめ防止対策委員会 児童支援研修 心と体のアンケート 横浜プログラムの実施	

## 第4章 重大事態への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったときは以下の対処を行う。

- ・ 重大事態が発生した旨を、横浜市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ いじめ防止対策委員会を中核として、事実関係を明確にするための調査を実施し、対応を決定する。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な事項について報告をする。これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

## 第5章 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

## 第6章 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。